

市川市男女共同参画社会基本条例施行規則

平成 19 年 3 月 30 日

規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市川市男女共同参画社会基本条例(平成 18 年条例第 53 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出)

第 2 条 市民又は事業者は、条例第 12 条第 1 項の規定による苦情の申出をしようとするときは、苦情申出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその提出をすることができない特別の理由があると認めるときは、口頭により申し出ることができる。

(説明の要求)

第 3 条 市長は、前項の規定による苦情の申出があったときは、必要に応じて、関係者に対し、説明を求めることができる。

(苦情処理の結果の通知)

第 4 条 市長は、苦情の処理の結果を苦情の申出をした市民又は事業者に報告するものとする。

(市川市男女共同参画推進審議会)

第 5 条 条例第 13 条第 1 項の審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、審議会を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

5 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(市川市男女平等基本条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 市川市男女平等基本条例施行規則(平成 15 年規則第 12 号)

(2) 市川市男女平等推進審議会規則(平成 15 年規則第 13 号)

苦情申出書

年 月 日

市川市長

郵便番号
(申出人)住所
氏名
電話番号

市川市男女共同参画社会基本条例第12条第1項の規定により、次のとおり苦情を申し出ます。

苦情申出の趣旨	
苦情申出の理由	
他の機関への相談等の状況	している していない (相談している場合には、機関名、時期等を具体的に記入してください。)
その他	

* 申出人の住所及び氏名は、団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。